

コミセン使用料減免基準 【酒田市コミュニティセンター設置管理条例施行規則第6条関連】

【第1号】

現行			
項	減免基準	例示等	減免額
(1)	コミュニティ振興会・コミュニティ振興会関連団体	コミュニティ振興会の三役会・理事会・評議員会・相談役会・幹事会等、コミ振各分会（広報部・福祉部・体育部・婦人部・青少年育成部・防災部・交通安全部・防犯部・事務局等）	全額
(2)	地域内の諸団体（地域づくり活動等を行う団体） （自治会、振興会直轄事業関係教室・クラブ・趣味団体等）	地区自治会・学区（地区）社協、防災連協、婦人部連協、老ク連協、防犯協会、交通安全協会、体育振興会、小中PTA、各スポ少、各部活動、子供会等、高齢者学級・婦人学級・食生活改善推進協議会等、コミ振直轄事業である教室（書道・茶道・着付・手芸・料理・園芸・陶芸・活花・絵画・囲碁・将棋・エアロビ・筋トレ・ダンス・健康体操など）等、地域縁故団体）	
(3)	地域に居住する住民による各種サークル・趣味活動団体	書道・茶道・手芸・料理・園芸・陶芸・活花・絵画・囲碁・将棋・ダンス・健康体操等、 <u>コミセンが所在する地域</u> の住民による活動 ※半数以上が地域住民（中学校区内）であることが条件。	
(4)	コミュニティ振興会が事業を 共催 で行う団体で、地域づくりに資する団体	一般企業との共同事業等	

【第2号】

現行			
番号	減免基準	例示等	減免額
①	市関連団体	酒田市各部課・市が加わる広域行政組合	全額
②	市から業務委託を受けた者が使用する場合	コミュニティ振興会は第1号1項で減免	
③	市が事務局を持つ実行委員会や外郭団体が使用する場合		
④	市内の保育施設が使用する場合	法人立、私立も含む	
⑤	学童（放課後児童健全育成事業）が使用する場合		
⑥	市内の小学校、中学校、特別支援学校（高等部を除く）、酒田看護専門学校が教育課程で使用する場合		
⑦	民生委員、児童委員、人権擁護委員が使用する場合		
⑧	学区（地区）内警察署交番（派出所・駐在所）が地域の防犯、安全のため使用する場合	地域内を所轄する交番等のみを対象	
⑨	公共的団体のうち、コミュニティセンターの所在する地域の地域づくりに資する活動で使う場合	自治会連合会・自主防災連絡協議会・社会福祉協議会・赤十字社・青年団・体育協会・子供会連合会等、NPO法人等（農業協同組合、漁業協同組合等産業経済団体を除く）	
⑩	独立行政法人が使用するときで、地域住民の福祉を向上させる目的で使用する場合	山間部などのへき地等出張診療等	
⑪	市が共催する事業で使用する場合		5割の額
⑫	障がい者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている者及びその介助者1名		
⑬	上記12項の手帳等の交付を受けた者が主たる構成員となり、社会福祉の向上のために使用する場合		全額 or 5割の額
⑭	その他市長が認める場合		

※注意事項

- ①上記の項目は、すべて「団体本来の目的」で使用する場合のみ、減免適用を可能とします。
「本来の目的」が分からない場合は、団体の規約や過去の活動が分かるチラシ・報告書の提出を求める場合があります。
- ②個人による利用も可能としますが、原則「有料」です。
ただし、地域の団体の利用に制限がない（予約が入っていない）場合のみ可能とします。